

入 札 公 告

山梨県高度政策推進局広聴広報グループが発注する「新聞記事等クリッピングサービス提供業務」に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年9月3日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
新聞記事等クリッピングサービス提供業務
- (2) 業務内容
新聞記事等をクリッピングしオンラインで提供する
詳細は仕様書のとおり。
- (3) 業務実施期間
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

2. 入札参加資格に関する事項

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (7) 令和2年度以降において、国又は地方公共団体からの同種又は類似の委託業務の履行を完了した実績を有する者であること。
- (8) (1) から (7) までに掲げる者のほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3. 入札説明書の交付について

- (1) 入札説明書の交付期間
この公告の日から令和7年9月16日（火）までの、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨

県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで

※電子メールでの交付を希望する場合は(2)のメールアドレス宛に電子メールにて入札参加の意思表示及び連絡先(電話、ファクス番号)を送信し、入札説明書の送付を受けること。その場合にはメールを送信した旨電話にて伝えること。なお、交付は、電子メールへの返信により行うので、受領したいアドレスから送信すること。

(2) 入札説明書の交付場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1

山梨県高度政策推進局広聴広報グループ(山梨県庁本館3階) 電話番号 055-223-1336

E-mail koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を、この公告の日から令和7年9月16日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に(2)の場所に持参、又は書留郵便等により提出し、この入札に参加する資格のあることの確認を受けること。なお、書留郵便等による提出の場合、令和7年9月16日(火)午後5時必着とする。

4. 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年9月22日(月)午後1時30分

(2) 場所

山梨県甲府市丸の内1丁目6-1

山梨県庁本館地下 高度政策推進局会議室

5. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業務者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると契約担当者が認めた入札であって、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最も低い価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることもある。

入札回数は2回を限度とし、2回目の入札においても落札者がいないときは、最低入札価格者と協議することができるものとする。

7. 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、「入札説明書」、「仕様書」及び「契約書案」を熟覧の上入札すること。
- (2) 入札に関する事項は、入札心得（別途配布）を確認すること。
- (3) 入札後、即時開札する。
- (4) 郵送による入札も可能とするが、この場合は、6に記載する2回目の入札は辞退したものとして扱う。

8. その他

- (1) 入札保証金
免除とする。
- (2) 契約保証金
政令第167条の16第1項及び規則第109条に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし規則第109条の2の各号に該当する場合には免除とする。
- (3) 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他規則第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 違約金の有無
有
- (6) 最低制限価格
無
- (7) 前金払の有無
無
- (8) 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為があるなどにより明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- (9) 落札者が契約締結までの間に、2に定める入札参加資格に関する事項に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (10) その他
詳細は、入札説明書による（入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格の要件となる）。